

社会福祉法人日本厚生学園 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人日本厚生学園（以下、「当法人」という。）の役員、評議員、評議員選任・解任委員等（以下、「役員等」という。）の報酬等及び費用弁償としての旅費の額並びにその支給方法等について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員等とは、当法人職員を兼務し、職員給与の支給を受けている役員等をいう。
- (3) 非常勤役員等とは、当法人職員ではなく、職員給与の支給を受けていない役員等をいう。
- (4) 報酬等とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費を含む。）及び手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等への報酬等の支給については、勤務形態に応じて、次のとおりとする。

- (1) 常勤役員等については、職員として受ける日当に相当する額とし、「旅費規程」に基づき支給する。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じて、別表1に定める額を支給する。

(報酬等の支給の方法及び形態)

第4条 役員等に対する報酬は、当該会議への出席並びに法人及び施設業務に従事した都度、現金にて支給する。

(報酬の総額)

第5条 定款第八条及び第二一条に定める、役員、評議員、評議員選任・解任委員の各年度の報酬の総額は、次のとおりとする。

- (1) 役員 33,000円以内
- (2) 評議員 33,000円以内

(3) 評議員選任・解任委員 33,000円以内

(費用弁償)

第6条 役員等が法人及び施設業務を行う場合又は旅行の依頼を受けた場合の費用弁償としての旅費の額は、次のとおりとする。

- (1) 常勤役員等については、その旅費は職員として受ける旅費に相当する額とし、「旅費規程」に基づき支給する。
- (2) 非常勤役員等については、「役員費用弁償規程」の例による。

(公表)

第7条 この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

附 則

1. この規程は、平成29年5月24日(評議員会の議決日)から施行し、平成29年4月1日から適用する。
2. この規程は、平成30年4月1日から改正施行する。

別表 1

(第 3 条関係：非常勤役員等の報酬)

(1) 理事

区分	日額
理事会等会議への出席	5,500円
上記の他、法人及び施設業務への従事	5,500円

(2) 監事

区分	日額
理事会及び監事監査等への出席	5,500円
上記の他、法人及び施設業務への従事	5,500円

(3) 評議員

区分	日額
評議委員会への出席	5,500円
上記の他、法人及び施設業務への従事	5,500円

(4) 評議員選任・解任委員

区分	日額
評議員選任・解任委員会への出席	5,500円
上記の他、法人及び施設業務への従事	5,500円